

令和2年4月28日

認定こども園
保育園
地域型保育事業

保護者各位

千葉市こども未来局
こども未来部幼保運営課長

保育園等における利用自粛要請期間の延長等について

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

現在発令中の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」に係る措置期間については、5月6日（水）までとされているところですが、措置期間終了後の政府の方針については、現時点では発表日が未定であり、本市として、速やかな対応が困難となる場合があります。

つきましては、保護者や保育園等の関係者の方々の混乱を回避する観点から、措置期間終了後の対応について、以下のとおりとしますので、お知らせいたします。

1 登園自粛要請期間について

令和2年4月8日（水）から5月2日（土）までの登園自粛要請期間について、**5月17日（日）まで延長**します。（休日保育を含む）

但し、今後の感染拡大の状況により、政府や県からの要請が強化された場合（保育園等への休園要請等）は、本市の保育園等についても、原則休園とする可能性があります。この場合は、5月6日（水）までに、市ホームページでお知らせします。

〔参考〕新型コロナウイルス感染予防に係る保育園等の対応について

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/covid19-hoiku.html>

2 保育料・給食費について

保育料の減免方法については、追って通知します。

なお、延長保育に係る保育料は、現状のとおり、利用日数に関わらず、月額を徴収します。5月に1日も利用しない場合に限り、後日、返金します。詳細は各園にご確認ください。

給食費については、食材料費の注文等をキャンセルできる食数分は減免するよう、市から保育園等に依頼しています。詳細は各園にご確認ください。

3 今後の対応について

5月18日（月）以降の対応については、政府や県からの要請を踏まえ検討し、別途、お知らせいたします。

4 お子さんの体調不良時等の対応について

お仕事等でお子さんを預ける際は、お子さんの健康状態の把握に努め、体調不良の際には登園を控えてください。

なお、お子さんに感染が疑われる場合やPCR検査を受診する場合は、在籍する保育園等にご連絡ください。

問合せ先：幼保運営課 043-245-5726